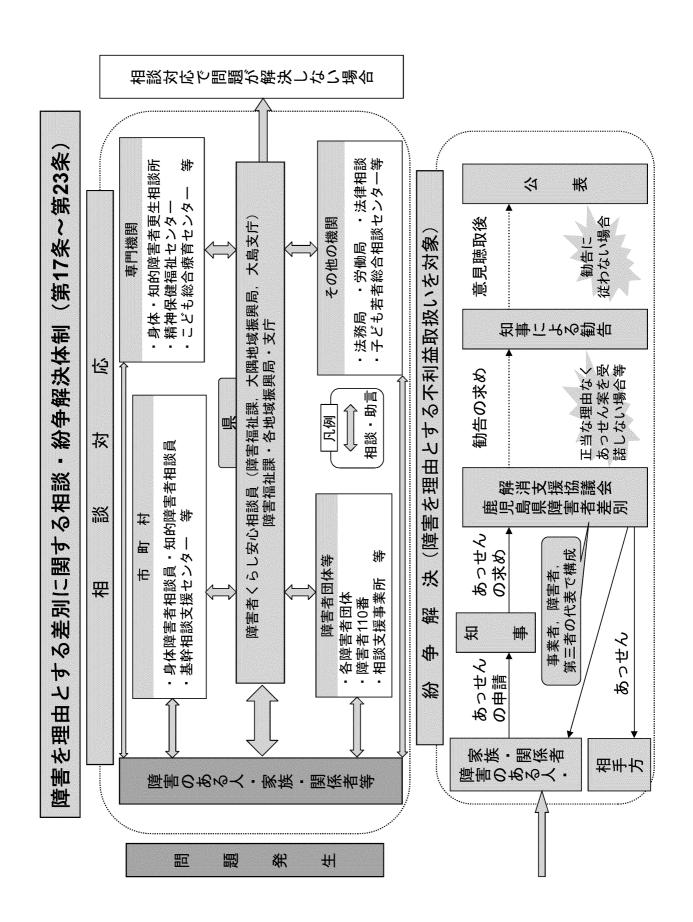
〇 説明事項

(1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

< 制定: 平成26年3月26日, 公布: 平成26年3月28日, 施行: 平成26年10月1日 >

区分	項 目	規定する内容
前文		・全ての県民が、社会を構成する対等な一員として安心
		して暮らせる社会の実現を推進
第1章	第1条 目的	・この条例は、障害を理由とする差別解消の基本理念を
総則		定め、県及び県民の責務を明確化
		・障害を理由とする差別解消の基本事項を規定
		・障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第2条 定義	・「障害のある人」、「社会的障壁」、「障害を理由とする
		差別」について定義
	第3条 基本理念	・個人の尊厳の尊重,尊厳にふさわしい生活保障
		・社会活動への参加,地域社会における共生
		・県民が、障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第4条 県の責務	・障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第5条 市町村への要	・県は、市町村に障害者差別解消施策の実施を要請
	請及び支援	・県は、市町村との連携を図り、情報の提供、技術的助
		言等必要な支援を実施
	第6条 県民の責務	・県民は、障害のある人に対する理解を深め、県又は市
		町村の障害者差別解消施策に協力
		・障害のある人は、自らの障害による障壁等について、
		可能な範囲内で,県民に伝え理解を促進
	第7条 財政上の措置	
第2章	第8条 障害を理由と	・障害のある人に対する不利益取扱いを禁止
差別の	する差別の禁	・社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、必
禁止	止	要かつ合理的な配慮を提供
	第9条~第16条	・福祉サービス、公共的施設、交通機関など9分野にお
	分野別の差別の禁止	ける障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
	第17条及び第18条	・県は、差別事案に関する相談に応じ、相談者に対して
差別を	差別事案に関する相	必要な助言、情報提供、関係者間の調整等を実施
なくす	談体制	・県が相談員を設置できることを規定
	第19条 附属機関の設	・差別解消の取組を推進するため、「鹿児島県差別解消
施策	置	支援協議会」を設置
		・所管事務(あっせんに係る事務、障害を理由とする差
		別の解消の推進に関する事項に係る調査審議)
	<i>የ</i> ታ በበ <i>አ</i> ታ	・障害者差別解消法第17条第1項による協議会
	第20条~第23条	・知事の附属機関によるあっせんの実施
	差別事案に関する紛	・知事による勧告及び公表の実施
	争解決制度	・時実のもでした対土で見足の理解と深めて改変の中性
	第24条及び第25条	・障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施
<u></u>	普及啓発活動 第26条 規則への委任	及び表彰制度の創設 ・条例の施行に関し、必要な事項は規則で規定
第4章 雑則	第40末 祝則への安性 	- 木/ツリѴ/ル01川〜 矧し,必安な争垻は祝則じ祝止
雅則 附則	施行日等	- 平成26年10日 1 日協行
川 川 		・平成26年10月1日施行 ・施行後2年を日加トレス検討
		・施行後3年を目処として検討



(2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査 審議する。
- (3) **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け** (障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼しなる。
 - ・障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、 必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を 踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組	織	- 委員は22人以内
		・委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命
		① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表 する者
		③ 福祉,医療,雇用,教育その他の障害を理由とする差別の解消の
		推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者
		④ 学識経験者
任	期	・2年
会	長	・会長は委員の互選により定める
会	議	・会議は、委員の過半数の出席により開会
		・議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部	会	あっせんを行うための部会を置く
		・あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする
		・部会に属すべき委員は、会長が指名
		・部会長は、会長が指名

(3) 障害者差別に関する相談件数(平成26年10月~令和2年9月)

1 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
		5	17	18	6	16	25	9	96
身体	肢体不自由	4	9	13	5	11	13	4	59
障害	視覚聴覚	1	4		1	2	4	4	16
	 聴覚		2	1		1	4	[8
	内部障害		2	4		2	4	1	13
知的		1	2	2	2		3	1	11
精神	障害(発達)	2	5	2	8	5	8		30
	他(3障害等)	2	2		5		4	1	14
	計	10	26	22	21	21	40	11	151

[・]相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害(発達)」の順に多くなっている。

2 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
福祉サービス			1	1	1	1		4
医療		2	1		3	3	2	11
商品の販売及び役務	1	5	8	1	4	1		20
労働及び雇用	4	4	4	5	3	8		28
教育			1		3	3		7
公共的施設		3	1		1	6	1	12
交通機関	2	7	4	5	5	13	3	39
不動産取引	1	1		3		1		6
情報の提供及び受領	2	4	1	5		1	1	14
その他			1	1	1	3	4	10
<u>-</u>	10	26	22	21	21	40	11	<u> 151</u>

⁻ 差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働及び雇用」、「商 品の販売及び役務」の順に多くなっている。

3 障害種別と場面のクロス表

			体		知的	精神	その他	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害		(発達)	(3障害等)	
福祉サービス	2	1				1		4
医療	2	3	1		2	3		11
商品の販売及び役務	12	3	1	1	1	2		20
労働及び雇用	2	1	1	10	3	8	3	28
教育					2	5		7
公共的施設	5	2	3			1	1	12
交通機関	32	1		1	1	3	1	39
不動産取引	1					3	2	6
情報の提供及び受領		3	2			3	6	14
その他	3	2		1	2	1	1	10
	59	16	8	13	11	30	14	151

[「]交通機関」、「商品の販売及び役務」の場面では、車椅子利用者がバスに 乗れなかったケースや、電動車椅子での入店を断られたケースなど、肢体不 自由の方からの相談が多い。

[「]労働及び雇用」については、職場で障害特性を理解してもらえなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

(4) 障害者差別に関する普及啓発・相談対応

令和元年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット、ポスター、県ホームページ、街頭キャンペーン

2 事業所等の研修会等での説明

(令和2年3月31日現在)

障害福祉課			計	
5	3	5	1 3	

3 事業所等への個別訪問

(令和2年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計	
3	262	3 4	299	

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配 置 先	電 話 番 号	受 付 時 間		
障害福祉課	Tel: 099-286-5110			
焊音循性球 	Fax : 099-286-5558			
大隅地域振興局	Tel: 0994-52-2108	月 ~ 金		
地域保健福祉課	Fax : 0994-52-2120	午前9時 ~ 午後4時		
大島支庁	Tel: 0997-57-7222			
地域保健福祉課	Fax: 0997-57-7251			

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和2年3月31日現在)

木	目 談 対 応	障 害	大隅地域	大島支庁	計
		福祉課	振 興 局		
		9 4	3 1	6	1 3 1
相談	不利益取扱い	1 7	4	0	2 1
件数	合理的配慮	1 4	1	4	1 9
	その他	6 3	2 6	2	9 1
		295	5 4	4 7	396
対応	不利益取扱い	6 4	1 3	0	7 7
回数	合理的配慮	3 1	1	1 2	4 4
	その他	200	4 0	3 5	275

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例(21件)

ア 福祉サービスの提供(1件)

No.				相	談	者	
1	年齢	50代	性別	男	障害	!種別	視覚障害
内容		護の障害社 , サービス					業所と契約を締結したが ,
対応							当初契約した利用形態と異 するよう依頼した。
結果	支給決	定している	る自治体な	いら相談者	当へ連約 かっぱん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	絡する旨	旨を伝え、了解を得た。

イ 医療の提供(1件)

No.				相	談	者				
2	年齢	40代	性別	男	障害	種別	精神障害			
内容										
対応		おり近く <i>0</i> 助言した。		完を受診し	_ン ,不i	適切な対	対応があれば、再度相談す			

ウ 商品の販売及び役務の提供(0件)

エ 労働及び雇用(7件)

No.				相	談	者			
3	年齢	50代	性別	男	障害	種別	精神障害		
内容		ら精神疾息 のではない		書を提出す	するよ	うに言ネ	つれたが、解雇しようとし		
対応	対 病気を理由とした解雇はできないことを説明し、状況に応じて労働局と連								

No.				相	談	者				
4	年齢	50代	性別	男	障害	評種別	精神障害			
内容		一般就労で就職したが、精神に障害があることが分かったためか、差別的 な待遇を受けている。								
対応	た。ま		弁護士に多	を渉を依頼	頂して		直接相談するよう助言し のことだったので、弁護士			

No.				相	談	者			
5	年齢	不明	性別	 男 	 障	害種別	内部障害		
内容	伝えな	透析患者は就業時間に制約があるため、求職の際には透析中であることを 伝えないといけないと言われた。また、希望の求人先に、透析中であるか 尋ねられ、不快な思いをした。							
対応	事業所	への啓発活	舌動を提乳	客したが,	相談	者が希望	型されなかった。		

No.				相	談	者	
6	年齢	不明	性別	 男	障害	評種別	内部障害
内容		しているご 言われ, j				限がある	るので、「継続雇用は難し
対応			,				としたが、相談者が、再とであった。

No.				相	談	者				
7	年齢	不明	性別	男	障害	種別	内部障害			
内容		ハローワークで仕事を探しているが、透析をしていることを理由に断られ てしまう。								
対応	障害者 内した	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	ナポートを	をしてくれ	いる障 語	害者就爹	業・生活支援センターを案			

No.				相	談	者			
8	年齢	不明	性別	不明	障害	種別	不明		
内容	障害者枠に内定後、健康診断等の提出を求められたが、障害者に対する差別ではないか。また、書類取得の費用を会社は負担しないのか。								
対応	ない旨		承を得た。				り、障害者差別には当たら ハローワークを通じて確		

No.				相	談	者			
9	年齢 40代 性別 女 障害種別 肢体不自由								
内容		障害者として雇用されており、雇用の更新を希望しているが、更新できな いと言われた。							
対応	労働局や事業所等に事実を確認した。								
結果		に労働局等			と伝え,	必要は	に応じて,労働基準監督署		

才 教育(1件)

No.				相	談	者	
10	年齢	1	性別	1	障害	種別	_
内容		援学校の教 したが, こ					もについて、施設のお荷物 はないか。
対応	そのよ		としたので	であれば隣	章害者差	・ 別にま	対する誤った認識のもと, あたる,なお,教育委員会 云えた。

カ 公共的施設の利用(0件)

キ 交通機関の利用(8件)

No.				相	談	者			
11	年齢	40代	性別	男	男障害種別 肢体不自由				
内容	車椅子利用者だが、事前にバス会社に連絡していたのに、当日、バスの乗 車を拒否された。								
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果		当日, 低床バスを手配できなかったとのこと, 事業者に今後の配慮について依頼したことを, 相談者に伝えたところ, 了承を得た。							

No.				相	談	者			
12	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由		
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、運転手に無視され乗 車できなかった。								
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果						-	5り, バス停以外での乗車 言いがたい状況であった。		

No.				相	談	者			
13	年齢	_	性別	_	障害	種別	_		
内容	バスの運転手が、障害をもった乗客へ威圧的な態度を取るなど、対応が不 適切である。								
対応		に事実関係 本社に情幸					対応が確認できたため、事		
結果	事業所	が,当該選	重転手に扌	指導を行っ	った。				

No.				相	談	者			
14	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由		
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。								
女位	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果		,					このこと。事業者に、今後し、了承を得た。		

No.				相	談	者			
15	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由		
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。 理由を聞いたが答えてくれなかった。								
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果	め, 乗	車できなか	いったとの	のこと。な	お、ま	乗車でき	D施設に空きがなかったた きない旨は、車外スピーカ 皆へ連絡し、了解を得た。		

No.				相	談者				
16	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由			
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。								
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果	. —				より先に相談るよう助言し	者を乗車させているとの た。			

No.				相	談	者			
17	年齢	40代	性別	男	障害種	別	肢体不自由		
内容	車椅子	利用者だか	が, バスト	に乗車し。	ようとし	たとこ	ころ,乗車できなかった。		
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。								
結果		車できなか				-	ら離れた場所で待っていた D旨相談者へ連絡し,了解		

No.				相	談	者		
18	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由	
内容	車椅子利用者だが、バスに乗車しようとしたところ、乗車できなかった。							
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。							
結果		がバス停 <i>が</i> , その旨村			-		り、乗車できなかったこと	

ク 不動産取引(1件)

No.				相	談	者				
19	年齢	70代	性別	男	障害	種別	肢体不自由			
内容	高齢で障害があることを理由に、不動産事業者に賃貸住宅の仲介を拒否されているが、障害者差別ではないか。									
対応		障害がある 別にあたる	_		 貸住宅(中介を排	巨否されているのであれ			

ケ 情報の提供及び受領(1件)

No.				相	談	者			
20	年齢	-	性別	I	障害	種別	一(障害者団体関係者)		
内容	投票所の記載場所で、視覚障害者への個人情報に関する不適切な対応があった。								
対応	関係の自治体に県選挙管理委員会を通じて経緯等を確認したところ,不適 切な対応が確認されたため,相談者への説明等を依頼した。								
結果	県選挙	管理委員会	会から相詞	炎者に説明	月し,「	了承を得	导た 。		

コ その他(1件)

No.				相	談	者				
21	年齢	_	性別	-	障害	種別	一(家族)			
内容	母親が る。	母親が、近所の人から知的障害のある子どものことで誹謗中傷されている。								
対応		事情を確認 なかった <i>た</i>				舌動等で	を提案したが、対応を希			

(2) 合理的配慮の事例(19件)ア 福祉サービスの提供(0件)

イ 医療の提供(2件)

No.				相	談	者				
22	年齢	70代	性別	男	障害	種別	肢体不自由			
内容	病院の	病院の駐車場に、身障者用駐車場の表示をしてほしい。								
対応	制度に 説明し		月し, 内容	をパーキ	・ングバ	パーミッ	ト担当者に伝えることを			

No.				相	談	者			
23	年齢	60代	性別	男	障害	手種別	精神障害		
内容									
対応		連絡の上, 相談者に低				る際に西	記慮する旨の了承を得たこ		

ウ 商品の販売及び役務の提供(1件)

No.				相	談	者			
24	年齢	1	性別	I	障害	評種別	- (コンビニ店関係者)		
内容	車椅子の利用者から、コンビニ店内で2時間に及ぶ移動支援等を要求され 苦慮している。								
対応		配慮につい慮まではれ					莫等から, 事業に影響を及		

エ 労働及び雇用(1件)

No.				相	談者				
25	年齢	40代	性別	男	障害種別	聴覚障害			
内容	聴覚に障害があるため、口頭で行われる会社の朝礼等での情報提供の内容 確認が十分にできない。会社に、社内の情報機器を使うようお願いしてい るが実現しない。								
対応		訪問し,関 の事例等で				環境ガイドラインやモデル			
結果	障害の と。	ある社員へ	への対応に	こついて、	会社全体の	問題として取り組むとのこ			

才 教育(2件)

No.				相	談	者			
26	年齢	40代	性別	男	障害	手種別	知的		
内容	学校のPTAの入会について、障害があってPTA活動が困難な方への配慮はないのか。								
対応		からP T <i>i</i> う助言し,				と等を耶	恵き取り, 教頭等にも相談		

No.				相	談	者			
27	年齢	-	性別	I	障害	種別	一(親族)		
内容	発達障害の息子が、服用している薬のため学校で居眠りをしたり、友人と トラブルを起こしたりしているが、息子への対応について、学校に対して 配慮を求めることはできないか。								
対応		に対して, 助言した。		記慮の提係	典の申	し出がで	できるので、話をしたらど		

カ 公共的施設の利用(6件)

No.				相	談	者			
28	年齢	ı	性別		障害	' 種別	_		
内容		2020年に鹿児島国体,障害者スポーツ大会があるが,公共交通機関のバリアフリー化の取組が進んでいないので,万全の対応をしてほしい。							
対応	意見が寄せられたことを関係機関に情報提供する旨伝えた。								
結果		関に, 公共 ことを情幸		•	アフリ-	一化の耳	Q組について, 意見が寄せ		

No.				相	談	者			
29	年齢	60代	性別	男	障害	種別	肢体不自由		
内容	公共施設にピンマイクが設置されていない。								
対応	イクと		用するとん	-			っているが, コードレスマ つこと。合理的配慮の観点		
結果		イク等機材 討すると <i>0</i>					性であるが、合理的配慮に された。)		

No.				相	談	者			
30	年齢	60代	性別	男	障害	' 種別	肢体不自由		
内容		港に障害者用駐車場を増設するよう要望をしているが、改善が見られない。また、警察署に障害者用トイレがない。							
対応	傾聴の	い。また、警察署に障害者用トイレがない。							

No.				相	談	者	
31	年齢	50代	性別	男	障害	種別	聴覚障害
内容	ことが		舌での会言	話はできた	よいのつ	で, 連糸	里的配慮に欠けると感じた 各はメールで行う, 打ち合
対応		る部署に選図ってもら	/ .			する職員	員対応要領を用いた研修の

No.				相	談	者		
32	年齢	_	性別	_	障害	種別	一(関係者)	
内容	聴覚障害者が出席する会議に、手話通訳者がいなかった。							
対応	関係自治体に連絡し、合理的配慮のある対応について依頼した。また、相 談者には、今後の対応を注視し、問題等あれば相談するよう伝えた。							
結果	次回か	らは、手記	舌通訳者を	生手配する	るとのこ	٤٤.		

No.				相	談	者		
33	年齢	不明	性別	女	障害	種別	聴	覚障害
内容	研修会でのグループワークの際、声が聞き取りにくいので、要約筆記ができる人を配置してほしい。							
対応		の主催者に		作記がで る	きる人を	を配置し	してほしい旨	手のお願いをし

キ 交通機関の利用(5件)

No.				相	談	者	
34	年齢	50代	性別	男	障害	種別	視覚障害
内容	バスの ことが	-	ーカーによ	よる案内 <i>た</i>	がないが	ため、ネ	見覚障害者が乗車できない
対応	行き先	案内が流れ	こるように	こなってお	3り, F	肉声で(スが停車する際, 自動的に D案内も行っているとのこ ともあるとのこと。
結果	手に障		で停車し剰	乗車する 。	よう周9	印を図る	らい場合もあるため, 運転 るとのこと。相談者には,

No.				相	談	者			
35	年齢	40代	性別	女	障害	種別	精神障害		
内容	シルバーカーを利用していたため、バスの後部から降車したいと伝えた が、前からの降車が基本だと言われ、配慮してもらえなかった。								
対応		バ、前からの降車が基本だと言われ、配慮してもらえなからだ。 バス会社を訪問の上、合理的配慮の提供に照らして不適切な事案であることを伝え、再発防止に努めるよう依頼した。							

No.				相	談	者	
36	年齢	40代	性別	女	障害	種別	精神障害
内容	バスに がなか		祭, バラン	ノスを崩し	_ 転倒	したが、	運転手からは何ら声かけ
対応	事業所	への対応る	上希望した	ぶかった か	こめ, 言	話を傾取	恵した。

No.				相	談	者	
37	年齢	40代	性別	女	障害	4種別	精神障害
内容		席が空いてら立つよう		-	シルル	ベーカー	-に座っていたところ,運
対応		上で相談す その後、 <i>ラ</i>			こため、	連絡を	待って対応することとし

No.				相	談	者	
38	年齢	不明	性別	男	障害	手種別	内部障害
内容		害者は外身 者手帳を和				ため,バ	スの運転手によっては, 身
対応	ためら 伝えた		を提示する	る旨助言し	した。	必要がも	あれば事業所へ啓発する旨

- ク 不動産取引(0件)
- ケ 情報の提供及び受領(0件)

コ その他 (2件)

No.				相	談	者	
39	年齢	-	性別	_	障害	手種別	一(関係者)
内容		スポーツカ 表示する <i>0</i>				を配布し	ているが、名簿に「障害
対応						- ,	記布される名簿に,「障害かと助言した。

No.				相	談	者			
40	年齢	40代	性別	女	障害	手種別	視覚障害・肢体不自由		
内容	国家試験を受験予定の重複障害者だが、来年の受験に向け、受験時の合理的配慮について助言が欲しい。								
対応	試験機	関に対する	る相談のフ	方法につい	ハて助	言した。			

令和2年度 (令和2年4月~令和2年9月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット、県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

(令和2年9月30日現在)

		\ I- 111	<u> </u>
障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
1	1	1	3

3 事業所等への個別訪問

(令和2年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	3 6	8	4 4

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配 置 先	電 話 番 号	受 付 時 間						
障害福祉課	Tel: 099-286-5110							
焊音簡性球	Fax: 099-286-5558							
大隅地域振興局	Tel: 0994-52-2108	月 ~ 金						
地域保健福祉課	Fax: 0994-52-2120	午前9時 ~ 午後4時						
大島支庁	Tel: 0997-57-7222							
地域保健福祉課	Fax: 0997-57-7251							

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和2年9月30日現在)

木	目 談 対 応	障 害 福祉課	大隅地域振 興 局	大島支庁	計
		5 8	16	4	7 8
相談	不利益取扱い	6	0	0	6
件数	合理的配慮	3	1	1	5
	その他	4 9	1 5	3	6 7
		2 3 1	1 9	2 7	277
対応	不利益取扱い	1 7	0	0	1 7
回数	合理的配慮	1 0	2	8	2 0
	その他	204	1 7	1 9	240

3 相談対応の具体的な事例

- (1) 不利益取扱いの事例 (6件)
 - ア 福祉サービスの提供(0件)
 - イ 医療の提供(0件)
 - ウ 商品の販売及び役務の提供(0件)
 - エ 労働及び雇用(〇件)
 - 才 教育(0件)
 - カ 公共的施設の利用(1件)

No.				相	談	者		
1	年齢	60代	性別	男	障害	言種別	視覚障害	
内容	盲導犬利用者が、避難所を利用しようとしたところ、別の避難所を利用 するように言われた。							
対応	自治体職員へ連絡し、避難所における盲導犬への対応等について、適正 な対応を依頼した。							
結果		に対する! 討するとの			もに,	緊急時の	D対応方法について具体	

キ 交通機関の利用(3件)

No.				相	談	者		
2	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由	
内容								
対応		治体に, ፤ を連絡し,			ナービ	スの低ヿ	下について, 相談が寄せら	
結果					•	- ,	県から話があった内容を 炎者に連絡し,了解を得	

No.				相	談	者	
3	年齢	40代	性別	男	障害	種別	肢体不自由
内容	いとの		乗車を拒る	らされた。	移管	前はノン	5、車椅子対応のバスでな レステップバスで乗車でき
対応						_	見状や車椅子利用者からサ 車絡し,改善を依頼した。
結果	指導し	ているとの	のこと。~	う後,障害	言者への	の合理的	限り乗せる努力をするよう 対配慮の提供に関し、案内 了解を得た。

No.				相	談	者	
4	年齢	40代	性別	男	障될	 手種別	肢体不自由
内容	いとの		乗車を拒る				ら、車椅子対応のバスでな てくれたのに、4月以降、
対応	合があ						応車でないと乗車を断る場 に基づく対応を行うように
結果		にガイドラ 了解を得 <i>†</i>	_	基づく対 層	たにつ	いて依頼	頭したことを, 相談者に報

- ク 不動産取引(0件)
- ケ 情報の提供及び受領(0件)
- コ その他 (2件)

No.				相	談	者		
5	年齢	_	性別	_	障害	 手種別	_	
内容								
対応								
結果	事業者	に対する配	各発活動 <i>0</i>	り状況を	1談者	に伝え,	了解を得た。	

No.				相	談者			
6	年齢	50代	性別	男	障害種別	視覚障害		
内容								
対応	害への		かてもらう	うよう助詞		ケーションを通じて,障 こ,相談員が啓発するこ		

(2) 合理的配慮の事例(5件)

ア 福祉サービスの提供(0件)

イ 医療の提供(2件)

No.				相	談	者		
7	年齢	30代	性別	男	障害	手種別	視覚障害	
内容	家族の付き添いで病院に行った際、補助犬が診察室に入ることを断られた。							
対応	病院に連絡し、別室での対応等の配慮を依頼した。また、病院に補助犬に 関する資料を送付した。							
結果	診察室	ではなく,	別室で対	対応するこ	- <u>L</u> L L	なった。		

No.				相	談	者			
8	年齢	_	性別	_	障害	種別	一(病院関係者)		
内容	補助犬利用者が家族の付き添いを希望した場合、病院はどのように対応したらいいのか。								
対応	病院機能を保持できない場合を除いては、健常者と同様の対応をするよう 助言し、参考資料を送付した。								

- ウ 商品の販売及び役務の提供(0件)
- エ 労働及び雇用(0件)
- 才 教育(0件)

- カ 公共的施設の利用(0件)
- キ 交通機関の利用(0件)
- ク 不動産取引(0件)
- ケ 情報の提供及び受領(1件)

No.				相	談	者			
9	年齢	_	性別	男	障害	!種別	_		
内容	自治体のホームページの案内が、障害者にとってわかりにくい標記になっているため、改善して欲しい。								
対応	自治体へ連絡し、対応を依頼した。								
結果	自治体に対応を依頼したことを、相談者に伝えた。 後日、当該ホームページは更新された。								

コ その他 (2件)

No.				相	談	者		
10	年齢	60代	性別	男	障害	種別	肢体不自由	
内容								
対応								

No.				相	談	者			
11	年齢	_	性別	男	障害	種別	内部障害		
内容									
対応	ハローワークの障害者窓口を案内し、確認するよう伝えた。								